

## 廃棄物処理基準等専門委員会 検討結果報告書（案）に関する パブリックコメントの結果

### 1 パブリックコメントの結果概要

#### (1) パブリックコメントの期間

平成 24 年 9 月 21 日（金）～10 月 22 日（月）（32 日間）

#### (2) 提出人数

2 人

#### (3) 意見総数

5 件

### 2 提出された御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	特別管理産業廃棄物に指定される 1,4-ジオキサンを含む廃棄物の処分方法について、既存の処分方法が処理基準等に適合することを明確化すべきである。	1,4-ジオキサンを含む廃棄物の処分方法を特定の方法に限定しておらず、適切に処分が可能な既存の処分方法も利用可能となっています。
2	特別管理産業廃棄物に指定される 1,4-ジオキサンを含む廃棄物を現に取り扱っている産業廃棄物処理業者に対し、十分に周知等を行うとともに、許可について特例措置を設けるべきである。	1,4-ジオキサンを含む廃棄物の適正な処分を担保する必要があることから、現に取り扱っている産業廃棄物処理業者の許可に対し特例措置を設けることは予定していませんが、実際の処理に影響がないよう、許可に関する必要な手続を可能とするため、施行までの間に期間を設けるとともに産業廃棄物処理業者への周知等を行ってまいります。
3	特別管理産業廃棄物に指定される 1,4-ジオキサンを含む廃棄物を現に処理している産業廃棄物処理施設の許可について特例措置を設けるべきである。	産業廃棄物処理施設の許可については、特別管理産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物とを区分していないため、許可についての特例措置は不要と考えます。
4	廃油についての特別管理産業廃棄物判定基準値が明示されていない。廃油についての基準値を設定し、明記すべき。	従前から、特定の施設から排出され、特別管理産業廃棄物として指定された有害物質を含有する廃油（廃溶剤）についての判定基準は設定されておらず、濃度に関わらずすべて特別管理産業廃棄物に該当することとなっており、1,4-ジオキサンについても同様に設定しないことが適当であると考えます。